

身体拘束適正化のための指針

1. 主旨

社会福祉法人 朝倉恵愛会は、指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準第14条第4項の「サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 施設としての方針

入所者等に対する身体拘束を原則、廃止する。また、利用者の人権を尊重しつつ、生活の中において常に拘束の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする

事業所では共通認識のもと施設職員一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指す
身体拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替え的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする

生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合には、身体拘束適正化検討委員において協議を行い、

極めて限定的に必要最小限度の手立てを検討するものとする

3. 拘束の種類と範囲

拘束とは身体的拘束及び対応的拘束を言う

○身体的拘束に該当する具体的な行為

徘徊いしないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を

制限するミトン型の手袋等をつける

車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

脱衣や オムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する

4. 対応的拘束とは

入所者等に威圧的な言動、対応をする

入所者等の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等をする

5. 身体拘束排除に向けての取り組み

入所者等の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます

入所者等の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について事前

予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します

利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます

身体拘束適正化検討委員会の設置

入所者等の関心を高める掲示物等を掲示する

研修などを通じて、職員の権利意識を高める

6. 利用者及び家族等への説明

(1) 入所者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、入所者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指す

(2) 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転落による骨折やケガ等の事故が発生する可能性があります。入所者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをする

7. 緊急やむを得ず拘束をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、入所者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に身体拘束を行う場合があります。緊急やむを得ない状況が発生した場合は必ず家族の同意を得る。

緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合

緊急やむを得ない場合とは、利用者にとっての状態であり、事業者側の状態ではない

* 身体拘束をする場合には、次の3点の要件をすべて満たすことが必要

切迫性・・・入所者本人または他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

8. 身体拘束を行う場合の手続き

第一に他の代替策を検討する

実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、過程確認の方法について検討をする

事前もしくは事後速やかに施設長の判断を仰ぐ。

事前もしくは事後速やかに家族等に連絡をする

事前もしくは事後速やかに「身体拘束適正化検討委員会」のメンバー及び家族等の参加する緊急会議を開催し、身体拘束の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成する

実施にあたっては、検討事項の内容、会議の内容等の記録を作成する

9. 身体拘束を行う際の方法

原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法にする

入所者等の見守りを強化し、入所者本人や他利用者等の身体、生命の危険がないように配慮する

身体拘束を行っている期間中は、記録用紙にて状況の記録を作成する

身体拘束の必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する

10. 身体拘束適正化検討委員会の設置

(1) 目的

当施設において利用者の安心、安全な生活を送るために身体拘束適正化検討委員会を配置する

(2) 委員会の構成

身体拘束適正化検討委員会次に掲げる者で構成する

施設長（所長）、部長、次長等その他施設長（所長）が必要と認めたる者

(3) 責任者及び担当者

当委員会の責任者を施設長（所長）とし、担当者を次長又は主任より1名選任する

11. 委員会の活動内容

身体拘束適正化検討委員会は、委員長の召集により3ヶ月に1回会議を行うこと

施設内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討すること

発生した身体拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認すること

事例をもとに、代替策の検討を行い、入所者のサービスの向上に努めること

入所者の人権を尊重し、身体拘束防止を目指し、拘束を行わなくても、利用者の安全を守るために、

職員に対して年2回以上の研修を行うこと

12. その他

(1) 記録の保管

身体拘束適正化検討委員会の審議内容、施設内における身体拘束に関する諸記録は2年間保管する

(2) 指針等の見直し

本指針及び身体拘束に関するマニュアル類等は身体拘束適正化検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

(3) 閲覧について

本指針は、施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入所者やご家族が閲覧できるように施設への掲示やホームページに掲載します

改訂歴

令和3年10月1日改訂

令和4年10月1日改訂